|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１．第５回今帰仁村子ども・子育て会議でのご意見を受けての修正・変更等(案)**  **（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～への指摘事項と修正・変更等(案)について** | | | |
| **№** | **素案** | **指摘事項** | **修正・変更等(案)** |
| **(１)施策体系について** | | | |
| ① | P37 | ・今帰仁村の子どもたちを健やかに育むためには、妊婦から中学卒業に至るまで一貫性を持たせたサービスが必要である。そのため「施策体系」（p36）に一貫性を持たせる必要があるのではないか。 | ・ライフステージ別の施策体系を追加（p37） |
| ② | ｐ36  ｐ48  ｐ61 | ・引きこもりやうつ病、アルコール依存症等は妊婦や乳幼児の時期から関係してくる。そのままにしておくと、うつ病やアルコール依存症等を発症し、国保の医療費に影響がある。実際に国保の多くは精神医療にかかっている。精神医療では、妊婦から早期に予防できることが、研究ベースで分かっているが、実施がなかなか出来ていない。今帰仁村においても、「施策体系」（p36）の一つひとつの事業がうまく連動することで支援に繋がっていくのではないか。そのため、施策の現状や課題を次回会議に提示して頂き、その検証を計画に入れていくべきではないか。 | ・第１回の会議で現状施策を点検し課題をまとめ、それに基づいて新計画を立案している。指摘の内容については、個別具体の内容となるが、新施策では、「母子健康相談事業」（資料p48）や「妊婦一般健康診査等の推進」、（資料 p48）「養育支援訪問事業」（資料p61）等で対応していくことになる。 |
| **(２)「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の事業内容について** | | | |
| ① | P67 | ・村民も読むと思うが、地域子ども・子育て支援事業の「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」（p67）の事業内容がよく分からない。 | ・「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を分かりやすい表現へ修正。  ▽文案  「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」  ・施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、その他に日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等が別途発生します。それらの費用について、低所得者の負担軽減を図るため国の助成に基づき市町村が補助を行う事業です。  ・国において、幼稚園や保育所等の運営状況を踏まえ、詳細を検討する事業となるため、今後はその内容に応じて適切に実施を図っていくものとします。  「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」  ・待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、国の方針に基づき市町村が新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。  ・国において、幼稚園や保育所等の運営状況を踏まえ、詳細を検討する事業となるため、今後はその内容に応じて適切に実施を図っていくものとします。 |
| **(３)教育・保育提供区域について** | | | |
| ① | P69 | ・「今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット」（p69）の意味が分かりづらい。行政の都合で、メリット・デメリットを考えているのではないか。そのため、「教育・保育提供区域を村全体」（p69）にしている根拠が理解しづらい。  ・区域設定が広い場合のデメリットに「利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業がない可能性があり」（p69）とあるが意味がよく分からない。 | ・教育・保育提供区域を設定すると、その範囲内で需要と供給のバランスをとる必要性が出てくる。利用者だけでなく運営（行政等）側の立場に立って、教育・保育提供区域を検討する必要がある。  ・「今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット」（p69）を利用者側、運営（行政等）側に整理。下記参照。 |

**（２）今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区域の設定範囲 | メリット | | デメリット | |
| 利用者側 | 運営（行政等）側 | 利用者側 | 運営（行政等）側 |
| **区域の設定範囲が狭い場合**  ・区域内に施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。  ・住み慣れた地域で保幼小等の一貫した利用ができる。  小学校区  （３地域区分）    村全体  （１地域区分）  **区域の設定範囲が広い場合**  ・少子化傾向で推移していく中、安定的に集団保育を受ける（提供する）ことができる。 |  | ・限られた地域内での教育・保育の利用が主になる。 | ・区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じ、財政的な負担が大きくなり、また一時的な需要の増減に左右されやすく、施設運営も不安定になる。  （⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。）  ・一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。また、施設を集約することで、施設整備に係る財政的な負担を軽減できる。需給調整が村全体で柔軟に対応できる。  ・自宅から容易に移動できる距離に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、送迎面等で負担が現状より大きくなる可能性がある。 |  |

* 対極にある内容

**（３）今帰仁村における教育・保育提供区域の考え方**

教育・保育提供区域の設定が狭すぎる場合（小学校区などで設定した場合）、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

本村の人口規模や地域資源、前述の「①国の区域設定における考え」、「②今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット」等を勘案すると、**村全域を１つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながるした方がメリットが大きく、妥当性もあると考えられるため、本村においては教育・保育提供区域を村全域と設定します。**

**教育・保育提供区域 ＝【村全域】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **(４)地域子育て支援拠点事業について** | | | |
| ① | p43  P77 | ・「地域子育て支援拠点事業」（p77）の文章では、認定こども園が出来るとつどいの広場じんじんが無くなる様な印象を受けるので、修正をお願いしたい。 | ▽修正の文案  　「引き続き、現「つどいの広場（じんじん）」における対応を行うとともに、認定こども園を新設した場合は認定こども園で本事業を実施し、村全域での総合的かつ効果的な運営に努めます。」（施策内容ｐ43も同様の表現へ修正） |
| **(５)量の見込みと確保方策について** | | | |
| ① | P74  P77  P80 | ・「放課後児童健全育成事業」の見込量は、年間延べ200～220人程度となっている。実際の利用状況は、３学童合わせて小学生が110～120人程度となっている。また、条例では１学童40人定員なので、３箇所で120人定員となる。現状よりもニーズが過大に算出されている見込量をもとに確保方策を立てると、間違った方向性に進むのではないかという懸念がある。ニーズ量だけではなく、ある程度は現状も勘案しながら確保方策を立てる必要があるのではないか。  ・現状とニーズ調査に基づく見込量では、差があることを加筆して頂きたい。 | ・ニーズ調査結果より算出した見込量をもとに確保方策を立てているが、現状より見込量が多く算出されている傾向にある。それは、ご意見のあった放課後児童クラブだけでなく全体の事業に関して言えることなので、確保方策については現状を勘案して検討する必要がある旨を加筆したい。  ・「教育・保育事業」（p74）と「地域子ども・子育て支援事業」（p77）の量の見込みと確保方策の冒頭部部分に下記の文章を追加。  ▽文案  　※アンケート調査を用いて量の見込みを算出している性質上、実際のニーズよりも多く量の見込みが算出されている可能性があります。その点に留意をしつつ、確保方策を検討する必要があります。 |
| **(６)地域子ども・子育て支援事業の確保方策の表現について** | | | |
| ① | P77～81 | ・「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について」（p77～81）の確保方策の文末が「取り組みます」や「取り組みを進めます」、「検討します」と様々である。行政用語として使い分けをしているのか。その違いを教えて欲しい。 | ・表現が分かりにくいようなので、下記の通り表現を統一したい。  ▽「取り組む」という意味合いの表現  「実施を進めます」⇒「実施します」  「取り組みを進めます」⇒「取り組みます」  ▽「検討する」という意味合いの表現  そのまま「検討します」 |
| **(７)「幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性」について** | | | |
| ① | P39  P84 | ・「幼児期の学校教育・保育の切れ目のない提供のため、保幼小の連携に取り組む」とあるが、既存の幼稚園と小学校では連携がスムーズだが今後は難しくなる可能性があるため、このような記載があるのか。保幼小連携の具体的な取り組みが分かりづらいのでもう少し丁寧な表現ができないか。 | ・保幼小の連携については、「教育・保育施設の充実」（p39）の施策の中で、“認定こども園の設置”や“認定こども園新設にあたっての建設地を小学校敷地内或いは隣接地とすること”、“小学校区での民営保育所の設置推進”を位置づけている。  ・「幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性（案）」（p84）の「４．保幼小の連携」についても、具体的な取り組みの内容を追加。  　▽文案  　◆教育保育提供区域（村全域）を考慮し、保育所（園）及び認定こども園を設置  　◆教育・保育提供区域（村全域）及び小学校区を考慮し、認定こども園を設置  ◆小学校区ごとに保育所（園）が立地するよう、民営保育所（園）の設置促進  　◆小学校、認定こども園、保育所（園）等関係者による連絡会議の開催 |
| ② | P85 | ・「北山保育園」（p 85）の認可化のみを想定しているとの誤解を招く表現ではないか。認可化対象施設が確定でないのであれば、「あめそこ保育園」と同様に施設名称を変えてはどうか。  ・施設名称についてはまだ決定ではないので、「（新）北山保育所」の（新）は（仮）とした方が良いかもしれない。 | ・「施設整備の今後の方向性」の図（p85）の  「（新）北山保育所」を「（仮称）かねし保育園」へ、「（新）あめそこ保育園」を「（仮称）あめそこ保育園」へ修正。 |
| **(８)「計画の推進にあたって」について** | | | |
| ① | P87 | ・「第６章計画の推進にあたって」（p87）の「２.関係機関及び庁内等との連携強化」についてだが、もう少し具体性のある文章で本気度を見せて欲しいと思う。  ・行政で様々な事業を行っているが、窓口やお金の流れが縦割りのため、どの市町村も横の連携が難しくなっている。横の連携を図る必要があるのではないか。 | ▽「２．関係機関及び庁内等との連携強化」の文案  本計画の施策内容は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野等の多岐に渡ります。このため、庁内の関係各課との連携強化はもとより、保育所（園）や幼稚園、学校、事業者等の関係機関及び関係団体等との連携の拡充に取り組みます。具体的には、教育委員会に幼保連携室を設置し窓口の一本化を図るとともに、適宜、関係者で構成する連絡会議を開催し、連携を強化します。更に、村民や地域との連携のもと計画を総合的に推進します。 |
| ② | ｐ87 | ・「３．計画の進行管理」（p87）に関して、施策の点検・評価は適宜実施とあるが、この適宜はどのくらいなのか。どんなことが重要事項なのか分からない。第６章は全体的にただ書いただけという感じを受けるので、もう少し具体性が必要だと思うがいかがか。  ・連携強化とPDCAサイクルに基づく計画の進行管理は、どの市町村にも位置づけられているが実施されていないのがほとんどではないか。計画をどのように管理しどう繋げていくかが重要である。 | ・「３．計画の進行管理（PDCAサイクルに基づく計画の進行管理）」の文案  計画の進捗状況を点検・評価し、現状や課題等に即した計画を推進できるよう、PDCAサイクル（計画[PLAN]、実行[DO]、点検・評価[CHECK]、改善[ACTION]）に基づく計画の進行管理に取り組みます。施策の点検・評価については**適宜毎年度**実施し、**重要事項については、**関係機関及び学識経験者等で構成する「今帰仁村子ども・子育て会議」へ進捗状況を報告し、継続的な改善を図ります。現状と計画に乖離がある場合等は、適宜計画の見直しを検討するなど柔軟な計画の進行管理に取り組みます。 |